

企業会計基準適用指針公開草案第12号「その他資本剰余金の処分による 配当を受けた株主の会計処理（案）」に対する意見

平成17年10月6日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記「企業会計基準適用指針公開草案第12号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」」（以下「適用指針（案）」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 分配の原資が不明な場合の会計処理の修正について（適用指針（案）第6項）

（コメント）

配当金を計上する際に、その他利益剰余金の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合に計上した受取配当金について、その後、その他資本剰余金によるものであることが判明し修正する場合の具体的な会計処理を明示すべきである。

（理由）

適用指針（案）第6項では、「なお、配当金を計上する際に、その他利益剰余金の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合は、受取配当金に計上できるものとする。その後、その他資本剰余金によるものであることが判明した場合は、その時点で修正する会計処理を行う。」とされている。この際の修正する会計処理としては、既に計上された受取配当金を損益計算書を通して修正する方法又は剰余金を直接修正する方法が考えられるため、具体的な会計処理を明示する必要があるものと考えられる。

2. 配当金の原資の公表について（適用指針（案）第6項）

（コメント1）

なお書きの文章中の「配当金の原資」を「分配の原資」と修正すべきである。

（理由）

適用指針（案）第9項、第11項、第12項等において、第6項の「配当金の原資」に該当する内容が「分配の原資」と表現されており、表現を統一する必要があるものと考えられる。

（コメント2）

剰余金を配当する会社が速やかに公表すべき事項を具体的に明示すべきである。

（理由）

適用指針（案）第6項では、「剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当金の原資（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）を速やかに公表することが望ましい。」とされている。しかし、第5項（2）の「投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業から分配された配当金に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在していたときの配当（ただし、配当を受領した株主

が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る。）」に該当する場合、その他利益剰余金を分配の原資としているにもかかわらず、企業再編後においてはその他資本剰余金を分配の原資とする配当として公表されることが考えられる。このため、公表すべき事項を単純に「分配の原資（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）」とした場合には、実質的にその他利益剰余金を分配の原資とする配当が、その他資本剰余金を分配の原資とする配当として会計処理されることが考えられる。このため、公表すべき事項を具体的に明示する必要があるものと考えられる。

以 上